

地域登録団体規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本法人」という）の地域登録団体に関する事項を定める。

（登録要件）

第2条 地域登録団体は次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- （1） 成人を含む5人以上で構成されている団体であり、かつ登録都道府県下に居住、又は在勤、又は在学する者が当該団体の構成人数の過半数を占めていること。また、団体三役（代表者・副代表者・会計係など、それに準ずる役位）全員が登録都道府県下に居住、又は在勤、又は在学していること。
- （2） 年間を通じて年間12回以上、モルックの練習会、大会、イベントなどを開催していること。
- （3） 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としない団体であること。
- （4） 地域登録団体には、少なくとも1名以上の本法人公認指導員登録又は公認審判員登録した者が所属していること。
- （5） 同一会員の多重登録をしていないこと。
- （6） 他人に迷惑をかけず、国民の指標となる団体であることを自覚した活動を行うこと。
- （7） 上記を守れない団体は、本法人の理事会の判断で団体登録を取り消すことがある。

（登録の効果）

第3条 登録を受けた地域登録団体は、以後、本法人と積極的に連携してモルックの普及に向けた活動を行う義務を負う。

（登録要件初年度および次年度の措置）

第4条 第2条の定めにかかわらず、新規に登録を受ける地域登録団体については、登録初年度に限り、第2条第1項（4）の要件を免除する。ただし、この場合であっても、次年度末までに、本法人公認指導員登録又は公認審判員登録を1名以上行わなければならない。

（地域登録団体組織）

第5条 地域登録団体は、モルックの練習会、大会、イベントなどを行う団体として組織され、当該団体を登録する年の4月1日現在満18歳以上の長を置かなければならない。

2. 地域登録団体の代表者は、本法人の理事会において承認を受けることを要する。
3. 地域登録団体は、本法人の組織上混乱を招き得る名称（連盟、連合、協会等）を使用しないものとする。

4. 地域登録団体は、本法人の地域登録団体として承認を受けた団体であることを表示し、本法人の認可した地域登録団体大会の開催、および広く一般に向けたモルック普及に関する活動を行うことができる。
5. 地域登録団体は、本法人との共催または本法人の後援等を得て何らかの事業を行おうとする場合には、事前に本法人に申請しその許可を受けなければならない。
6. 地域登録団体は、本法人の許可なく本法人の所有するロゴマーク等を名刺その他の広告媒体に掲記してはならない。ただし本法人の認可する正規の地域登録団体ロゴマークは使用することができる。
7. 地域登録団体ロゴマークは、譲渡、貸与その他不正の目的のために使用してはならない。
8. 地域登録団体は、その本拠地の都道府県下で活動し、その地域における普及振興を行い、本法人の趣旨に賛同する団体を指す。
9. 地域登録団体の名称には、「都」、「道」、「府」、「県」、「市」、「区」、「町」又は「村」を明示してはならない。
ただし、既存の法人、団体、施設等の正式名称に都道府県市区町村名が含まれている場合は、既存団体名の後に「モルックサークル」「モルック部」「モルッククラブ」等の表記を付加することで登録を認める。
10. 地域登録団体は、支部を保有できない。

（登録の期間）

第6条 地域登録団体の事業年度は、10月1日～翌年9月30日とする。登録初年度においては、登録が完了した日から当該年度の9月30日までとする。

（登録の取消し）

第7条 本法人は、地域登録団体として登録を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽の事実があったとき。
- (2) 長期間にわたりモルック活動をしていないとき。
- (3) 本法人が地域登録団体として不適当と認めたとき。
- (4) 本規程のいずれかの条項に違反し、改善期限を定めた催告を受けてもなお改善されないとき。

（権限）

第8条 地域登録団体は、モルックの指導及び普及に関する地域内の共通問題について審議するほか、大会、講習会その他の事業を、登録する都道府県単位で実施することができる。

2. 地域登録団体は、公認大会の主催、および本法人のホームページを利用した地域登録

団体活動の広告を行うことができる。

(地域登録団体代表者会議)

第9条 本法人理事会は、必要と認めたときは、地域登録団体代表者会議を招集することができる。地域登録団体代表者は、代表者会議に出席して、あるいは書面の要請を受けて意見を述べることができる。

(遵守)

第10条 地域登録団体は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本法人の理念に従って活動すること。
- (2) 反倫理的行為を行った疑いがあるとき、または当該行為を行った疑いがある者に関係するとみなされるときは、当該事案に関する調査に誠実に協力すること。
- (3) 反倫理的行為を発見したときは、これを是正するよう努めること。
- (4) 上記を守れない団体は、団体登録を取り消される。

(届出義務)

第11条 地域登録団体は、毎年、9月1日から9月30日の間に、翌事業年度に関する次の書類を本法人に届け出なければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
2. 地域登録団体は、毎年12月31日までに、前事業年度に関する次の書類を本法人に届け出なければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書

(個人情報)

第12条 地域登録団体の代表者およびメンバーの個人情報は、一般社団法人日本モルック協会プライバシーポリシーに基づき、日本モルック協会、地域登録団体が所在する都道府県モルック協会等にて共同利用する。

2. 共同利用される個人情報の項目は、登録情報の全部である。
3. 利用目的は、日本モルック協会ならびに地域登録団体が所在する都道府県モルック協会からの情報、大会、研修会等の案内等の送付、配信、登録状況の確認、地域登録団体に有益と考えられる各種情報の提供、サービス向上等を目的とした調査、その他登録業務に関連して必要な場合に利用することとし、登録者本人の承諾なく、他の目的には利用しない。
4. 管理責任者は、一般社団法人日本モルック協会の代表理事とする。
5. 本法人及び共同利用団体は、利用目的の達成に必要な業務を第三者に委託する場合、

委託先との間で個人情報保護に関する契約を締結するなど、必要な措置を講じたうえで委託する。

(入会金および年会費)

第13条 地域登録団体は、入会にあたり入会金10,000円（消費税不課税）を本法人に納付しなければならない。

2. 地域登録団体は、入会する事業年度分の年会費10,000円（消費税不課税）を本法人に納入しなければならない。また、翌事業年度分の年会費10,000円（消費税不課税）を、毎年9月30日までに本法人に納付しなければならない。

(入会)

第14条 「会員制度及び入退会・会費等に関する規程」第6条により、入会しようとする団体は、代表者により所定の入会申込書を本法人に提出しなければならない。

2. 本法人は、前項の書類を受領した日から直近の理事会において、当該団体の入会の適否について審査し、適当と認められたときは、当該団体の入会を承認する。

(退会)

第15条 地域登録団体が退会しようとするときは、本法人あてに退会の理由を付した退会届を提出しなければならない。

2. 本法人は、退会届を受領した日から直近の理事会において、退会の適否を審査し、適当と認められた団体は、本法人理事会が退会を承認する。
3. 本法人は、不適当と認めた地域登録団体を、理事会の議決をもって退会させることができる。

(納付金の精算)

第16条 地域登録団体が前条第2項または第3項により退会した場合、既に納付していた会費等は理由の如何を問わず返還しない。また、退会前に支払い義務が生じた納付金は、直ちに全額納付しなければならない。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行う。

(附則)

この規程は、2025年10月1日から施行する。